

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第22号

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第148条第1項、第183条第1項及び第190条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。